

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 都市計画課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月２１日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月３０日 グループ制の利点を活かした協力体制を強化し、グループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努めるとともにノー残業デーの実施や働き方改革の一環として都市計画課独自にもう一日ノー残業デーの設定等を行い、時間外勤務の削減に取り組んだ結果、令和５年度の都市計画課職員時間外総数は約６,０１９時間となり、前回の監査時の令和２年度約６,２４４時間と比較して約２２５時間削減し、過労死等労災認定基準を上回る職員は０名となった。 さらに令和６年度においては、都市計画図書などのデジタル化や都市計画情報の窓口支援システムの導入により、業務の効率化に取り組んでいく。 また、年々増加する公共交通に関する事業への対応や北勢バイパス等に関連する国・県との一層の事業調整への対応として組織・機構の見直しを検討していく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 令和５年度には土木技師が１名増員されている。業務の平準化に取り組み、人員増により時間外勤務が削減できるよう取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月３０日 令和５年度は、公共交通推進室に土木技師が１名増員されたことで業務が平準化され、室員の一人当たりの時間外勤務が対令和４年度比約１５％削減できた。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスの発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 6 年 4 月 30 日 内部事務管理を徹底するため、12のチェック項目からなる「適正な事務事業推進のためのチェック事項表」を作成し、特に支払い事務の執行伺いから支出命令までの各段階において、所属長やグループリーダーなどが確認を行っている。
② 住み替え支援促進事業と補助金の活用について【効率性の視点・有効性の視点】 ア 都市計画課では郊外住宅団地の再生に向けて、住み替え支援促進事業を実施しており、そのなかで子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金など各種の補助制度を設けている。 令和4年度には、制度を活用した市外からの転入は7件あったとのことであるが、利用実績が少ない補助金も見られることから、必要に応じて補助制度を見直すなど、制度利用のさらなる促進を図り、今後の住み替え支援促進事業を推進していくこと。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 住み替え支援促進事業については、令和6年度より空き家の流通促進を目的とした空き家所有者向けの「空き家流通促進補助金」、空き家を取得し定住を促進させる「空き家取得活用補助金」、市街化調整区域における空き家の流通及び活用の促進により既存集落の維持を図る「市街化調整区域における空き家賃貸活用補助金」を新設し、事業をより一層推進させた。
イ 住み替え支援促進事業の補助金のうち、インスペクション補助金(*3)の実績は0件となっている。市民への周知をより図るとともに、名称の変更も含め、分かりやすい制度となるよう努めること。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 インスペクション補助金については、令和6年度から運用を開始した「空き家流通促進補助金」の対象メニューの1つとして選択可能なものとした。合わせて、利用者により分かり易くするため、名称を建物状況調査にかかる費用の補助として変更を行った。

ウ 住み替え支援促進事業の補助金については、昨今の物価高の状況も踏まえ、現在の金額設定が妥当かどうかの見直しを含め、四日市市への定住の促進につながる魅力ある制度となるよう努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 「住み替え支援補助金」及び「近居支援補助金」については、補助金額を固定資産税の相当額の2年分（近居支援は4年分）としており、物価高の影響は受けないものである。「三世代同居等支援補助金」の補助金額については、創設時に他都市の事例等を参考とし、補助割合1/3、補助金上限50万円と設定しているが、今後は近年の物価高騰を踏まえた補助金の見直しについて、他都市の動向を注視しながら研究していく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 「住み替え支援補助金」及び「近居支援補助金」については、補助金額を固定資産税の相当額の2年分（近居支援は4年分）としており、物価高の影響は受けないものである。「三世代同居等支援補助金」の補助金額については、創設時に他都市の事例等を参考とし、補助割合1/3、補助金上限50万円と設定している。今年度、一般的なりフォーム工事として申請される水回りの工事費について調査した結果、昨年度と比べて、大きな変動はなく、物価高騰の影響は少ないことから、現在の補助金額を継続する。なお、補助金額の見直しについては、引き続き、他都市の動向を注視しながら、研究していく。
③ 四日市あすなろう鉄道の利用促進と内部・八王子線基金の運用について【経済性の視点・有効性の視点】 ア 都市計画課では、内部・八王子線の存続を図ることを目的とし、施設の更新、施設修繕、四日市あすなろう鉄道株式会社の経営に要する資金に充てるため、四日市市内部・八王子線基金を設けている。 新型コロナウイルス感染症の影響によってあすなろう鉄道の利用者が減少したこともあり、四日市あすなろう鉄道株式会社からの寄附金がゼロとなった年度もあったが、令和4年度は基金の積立額が取崩額を上回り、年度末残高は令和3年度末と比べて増加した。 今後も引き続きあすなろう鉄道の利用促進を図るとともに、基金の適正運用を行っていくこと。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 1 日 利用促進について「四日市あすなろう鉄道を活用したまちづくり事業」として各種企画を実施している。令和5年度ではCafé列車やフォトコンテストなどを行い、利用促進を図った。 基金については、当初計画に基づく施設整備を行ったうえで、第二種鉄道事業者（四日市あすなろう鉄道株）からの寄附金が想定より多かったことから、当初計画にはなかった交通系ＩＣカードシステムの導入や、合成まくらぎの施工による設備投資を行った。令和6年度末で当初想定していた100百万円を上回る341百万円の基金が残る見込みであり、適正な運用を図った。
イ 四日市あすなろう鉄道は、人口減少など様々な要因で想定される利用者の減少に対応するために、着実な利用を促すための各種の事業を実施しているところである。引き続き、こうした事業を積極的に行うとともに、その効果についてもしっかりと検証して事業の継続や変更などの判断を行うなど、四日市あすなろう鉄道の効果的な利用促進に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 これまでの事業についての評価と今後の事業計画について検討を行い、令和6年度に鉄道事業再構築実施計画を策定予定である。この計画に基づき、四日市あすなろう鉄道の維持を図り、効果的な利用促進に取り組む。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 これまでの事業についての評価と今後の事業計画について検討を行い、令和6年8月に「四日市市地域公共交通活性化協議会」において鉄道事業再構築実施計画案を示し、意見を伺い取りまとめを行い、令和6年度に鉄道事業再構築実施計画を策定予定である。この計画に基づき、四日市あすなろう鉄道の維持を図り、効果的な利用促進に取り組む。

ウ 内部・八王子線基金については、令和4年度は残高が増加したものの、基本的には四日市あすなろう鉄道運行事業に充当することで減少してきている。当初は10年間で基金を活用するという計画であったが、10年経過した後の基金のあり方についても検討を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 令和6年度に予定している鉄道事業再構築実施計画の策定にあたり、基金の活用の在り方を検討しているところである。第2種鉄道事業者の収入と支出のバランスを注視するとともに、引き続き基金の在り方を検討していく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和6年度に予定している鉄道事業再構築実施計画の策定にあたり、令和6年8月に「四日市市地域公共交通活性化協議会」において鉄道事業再構築実施計画案を示し、意見を伺い、基金の活用の在り方を検討しているところである。第2種鉄道事業者の収入と支出のバランスを注視するとともに、引き続き基金の在り方を検討していく。
④ 自動車運転免許の自主返納に対する取り組みについて【有効性の視点】 高齢者の自動車運転免許の自主返納に対しては、四日市市としては特に返納者に対する優遇措置はないとのことである。市だけでの対応は困難かもしれないが、公共交通の推進を担う所属として、福祉部門とも連携を図りながら、運転免許の自主返納に対してできる取り組みがないか検討を行うこと。 特に、四日市あすなろう鉄道の利用促進につながるような施策についても、実施できることがないか前向きに検討すること。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 1 日 都市整備部として、運転免許証を自主的に返納された方を対象に、交通系ICカードを交付する制度を創設した。四日市あすなろう鉄道としては、すでに交通系ICを導入しており、一層の利用促進が期待できる。
⑤ 現金の取り扱いについて【合规性の視点】 北勢バイパス建設促進期成同盟会の預金について、通帳と印鑑を別々で管理し、取り扱う職員も限定しているなど、丁寧な管理を行っているとのことである。当該預金は他市から預かっているものであることから、引き続き管理には細心の注意を払い、事故が起こることのないよう努めること。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 北勢バイパス建設促進期成同盟会の預金については、他市の預金も預かっていることから、引き続き、通帳と印鑑を別々で管理し、取り扱う職員も限定するなど、細心の注意を払い丁寧な管理を行っていく。

⑥ 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想について【有効性の視点】 地域まちづくり構想の提案を受け、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（以下、「構想」という。）が市内17地区で策定されているが、策定したことによって住民の満足度が高まることが重要である。構想を策定した結果、住民の生活や福祉がどのように向上しているか、その進捗状況を把握し、地域住民に適切に報告を行うなど、市民主体のまちづくりが効果的に進むよう努めること。 また見直しにあたっては、構想策定によって実現できたことや、策定したがうまく機能しないところなどの検証もしっかりと行い、地元の声に耳を傾けて取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 市民主体のまちづくりを効果的に進めるために、実現に至っていない事業について、原因や課題を整理・検証し進捗管理に努めるとともに、市民生活部などと連携しながら、必要に応じて地区に対して報告を行う。 また、地域・地区別構想の見直しを行うにあたっては、構想策定当時と比べて、人口推移、土地利用の状況などの社会情勢の変化などの調査、地区のまちづくり構想や地域・地区別構想の進捗状況の検証、構想の進捗状況に対する地区の意向確認などを整理したうえで見直しについて検討していく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 市民主体のまちづくりを効果的に進めるために、実現に至っていない事業について、原因や課題を整理・検証し進捗管理に努めるとともに、市民生活部などと連携しながら必要に応じて、順次、地区に対して報告を行った。 また、地域・地区別構想の見直しを行うにあたっては、構想策定当時と比べて、人口推移、土地利用の状況などの社会情勢の変化などの調査、地区のまちづくり構想や地域・地区別構想の進捗状況の検証、構想の進捗状況に対する地区の意向確認などを整理したうえで見直しについて検討していく。
⑦ 効果的なバス事業の展開について【有効性の視点・住民福祉の視点】 ア 市民自主運行バスが継続的に運行事業を行っていくには、路線周辺の企業等からの協賛金が重要であり、また路線運営のための体制を維持することも求められる。運行主体のNPO法人と協力し、今後も自主運行バスの継続に向けた環境づくりに取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 引き続きNPO法人と協力して、沿線企業等に対して協賛金の依頼を行っていくとともに、利用促進事業（沿線ツアーや沿線マップの作成等）を実施し収入アップを図る。 また、令和5年度で終了予定であった「四日市市市民自主運行バス強化促進事業費補助金」を令和8年度まで延伸し、運行継続に向けた補助金の拡充を行った。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 引き続きNPO法人と協力して、沿線企業等に対して協賛金の依頼を行っていくとともに、利用促進事業（沿線ツアーや沿線マップの作成等）を実施し収入アップを図る。 また、引き続き「四日市市市民自主運行バス強化促進事業費補助金」による支援を行っていく。

イ 支線バスこにゅうどうくんライナーを運行しているが、こうした支線の拡充に関して、支線の展開方法や集客を伸ばす方法などについて、民間バス事業者にも考えてもらうような施策も必要と考える。先進地の取り組みも参考に、住民のニーズに適応したバス事業の展開に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 利用者に対して沿線の商業施設（イオンタウン四日市泊）で利用できる買い物割引券を配布するなど買い物での利用を促すような取り組みを検討し、企業やバス事業者と協議のうえ実施に向けて取り組む。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 引き続き、利用者に対して沿線の商業施設（イオンタウン四日市泊）で利用できる買い物割引券を配布するなど買い物での利用を促すような取り組みを検討し、企業やバス事業者と協議のうえ実施に向けて取り組む。 また、運賃改定にあたりアンケートを実施し、提出された意見を参考に、今後の運行について、検討を行った。
⑧ 住宅セーフティネットの推進について【有効性の視点・住民福祉の視点】 住宅要配慮者に対する住宅セーフティネットは、今後ますます重要になってくると考えられる。住宅施策を担う都市計画課として、福祉部門とも連携を図りながら、積極的な施策展開を図ること。	【 検討中 】 令和 6年 4月30日 住宅要配慮者に対する住宅セーフティネットについては、連帯保証人の確保や入居者に対する見守り支援などといったソフト面と住宅確保配慮者等の入居を拒まない低家賃の住宅確保などといったハード面での対応のそれぞれを担う関連部局等の連携が重要な課題であると考えていることから、関連部局等との協議を通じて、どのような手立てがあるのか検討していく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットについては、連帯保証人の確保や入居者に対する見守り支援などといったソフト面や住宅確保要配慮者に対する入居を拒まない低家賃の住宅確保などといったハード面での対応のそれぞれを担う関連部局等の連携が重要な課題であると考えているため、まずは関連部局等に対して、現在の状況や取り組み内容などについてアンケートを行うとともにアンケート結果に基づいたヒアリングを行った。今後は、アンケート結果などを基に関連部局との協議を通じてどのような施策を展開するのか検討していく。

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 建築指導課 |
| 3 監査実施期間 | 令和5年8月17日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 ノー残業デーを毎週水曜日と第2・第4金曜日とし、課の目標として徹底することで時間外勤務時間の削減とワーク・ライフ・バランスの充実を図った。また人事異動に伴う課内異動を実施し、在職年数や業務量を考慮した適正な人員配置により、業務が偏らず働きやすい職場環境となるよう努めた。 なお、窓口業務の効率化のため「建築計画概要書等交付窓口支援システム」を令和6年度から本格稼働する予定である。 時間外勤務が年間360時間を超える職員は、令和4年度の3名から減少したが、令和5年度は能登半島地震の被災地派遣があったため1名となった。 今後も時間外勤務時間の削減に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、働きやすい職場環境づくりと働き方改革の取り組みを継続していく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 ノー残業デーを毎週水曜日と第2・第4金曜日とし、課の目標として徹底することで時間外勤務時間の削減とワーク・ライフ・バランスの充実を図っている。 人事異動に伴う課内異動を実施し、在職年数や業務量を考慮した適正な人員配置により、業務が偏らず働きやすい職場環境となるよう努めた結果、令和6年度上半期の時間外勤務の月平均値は17.7時間となり、令和5年度の月平均値19時間を下回る状況となった。 時間外勤務が年間360時間を超える職員も、令和4年度3名、令和5年度1名と減少しており、今後も時間外勤務時間の削減に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、働きやすい職場環境づくりと働き方改革の取り組みを継続していく。 また、令和5年度から準備をすすめてきた「建築計画概要書等交付窓口支援システム」は、令和7年2月から稼働を開始し、窓口業務の効率化を図る。（令和6年度 継続実施）

(4) 空き家の適正な管理におけるリスク 空き家対策を効果的に推進するために、空き家対策庁内検討委員会及び空き家対策協議会において、検討課題に対し知恵を出し合い、リーダーシップを発揮すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 空き家の課題は多岐にわたり、かつ専門的な知識が必要であることから、庁内検討会による関係部局との連携体制を整備し、その状況に応じた適切な対応を行っている。また、都市計画課及び建築指導課で庶務を司り、外部委員で構成される四日市市空家等対策協議会によって適切な対策計画の推進を図っている。
	【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 空き家の課題は多岐にわたり、かつ専門的な知識が必要であることから、庁内検討会による関係部局との連携体制を整備し、その状況に応じた適切な対応を行っている。今年度については、特定空家等の今後の対応や支援法人など、昨年の法改正の内容について検討を行った。また、都市計画課及び建築指導課で庶務を司り、外部委員で構成される四日市市空家等対策協議会によって、適切な対策計画の推進を図っている。 (令和 6 年度 継続実施)

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置 (具体的内容) ・ 対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 5 年 9 月 2 6 日 自動車運行日誌や執務日誌における記入漏れや誤記などの単純なミスについて、指摘内容を課内で情報共有し、リスクを再認識させることで、適切な事務執行のための課員の意識を高め、再発防止に努めた。 また、職場研修等にて、日常業務において定められたルールや確認すべき事項及び内部チェック体制について再確認することで、内部事務管理の徹底を図った。
② 補助金の交付申請書について【有効性の視点】 四日市市では行政手続きの簡素化及び市民の利便性の向上を目的として、申請書等の押印を原則廃止としている。建築指導課ではいくつかの補助制度を有しており、中には補助申請額の訂正が見受けられた。四日市市会計規則第6条第2項には「証拠書類の首標金額の記載は、これを訂正することができない。」とあり、また第3項には「証拠書類の首標金額以外の記載事項について訂正する場合は、その部分(数量及び内訳金額については、その全部)に二線を引き、その上位又は右側に正書し、かつ、訂正者の署名又は認印をしなければならない。」とある。本市会計事務の根幹に関わる重要事項であり、補助申請額が訂正となった場合の対応など全庁的な整理が必要であり、総務課及び会計管理課が中心となって協議するよう働きかけること。	【 措置済 】 令和 5 年 9 月 2 5 日 総務課及び会計管理課と協議を行い、以下について確認した。 補助金交付申請書に記載された工事費や補助申請額は、申請者自らが記載するものであるが、記載内容には誤記等もある。しかし、対象工事費や補助金の交付額は、申請書の添付書類や現地調査等の審査を行った上で、対象となる工事費等から補助金額を算定し交付決定を行うものである。よって、申請書に記載された申請額は、四日市市会計規則第6条第2項の規定による「証拠書類の首標金額」には該当しない。 また、同規則第6条第3項に規定により「首標金額以外の記載事項について訂正する場合は、訂正者の署名又は認印をしなければならない」とあるが、この規定については、特に定めのない限り押印廃止に伴い不要となるとともに、補助金交付申請書は証拠書類には該当しない。よって、補助金交付申請書に記載された工事費や補助申請額は、訂正する必要性がないため、訂正を求めないこととした。

③ ブロック塀等安全対策について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ブロック塀等撤去費補助金申請件数が年々減少している。これは、関心のある所有者が既に交付済であること、また大地震によるブロック塀倒壊への意識が薄れていることと認識しているが、危険な箇所を確認し、リスクの高いところを抽出しながら啓発を行い、効果を高めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 ブロック塀等撤去費補助金制度については、年2回の広報掲載及び市内全戸に対し回覧し周知、啓発を行っている。また、平成30年に調査した通学路沿いの危険なブロック塀についても、毎年、追跡調査及び是正に向けた指導や補助制度の周知啓発を継続して行っていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 市広報への掲載及び市内全戸に対し回覧し、周知・啓発を行った。（年2回：5月下旬号、10月下旬号） また、通学路沿いの危険なブロック塀についても、追跡調査及び是正に向けた指導や補助制度の周知啓発を行っている。（10月～11月） 今後も、追跡調査及び是正に向けた指導や補助制度の周知啓発を継続して行っていく。（令和6年度継続実施）
④ 木造住宅耐震化促進事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 耐震診断を実施しても、経済的な負担から耐震改修や除却に結び付かない高齢者世帯等が多いことから、耐震化事業の推進を図ること。また、当制度の周知を効果的かつ継続的に行い、居住空間の安全性確保に対する市民意識の向上を図ること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 旧耐震基準の建物の所有者は高齢者が多いことから、耐震改修工事にかかる経済的負担が要因となり耐震改修に至るケースが減少傾向となっている。耐震化率の向上には、建て替え等による除却も含めた啓発が必要と考えており、当制度の周知、啓発を効果的かつ継続的に行うとともに、居住空間の安全性確保に対する意識の向上を図っていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 旧耐震基準の建物の所有者は高齢者が多いことから、耐震改修工事にかかる経済的負担が要因となり耐震改修に至るケースが減少傾向となっている。また、令和6年能登半島地震による木造住宅の甚大な被害状況からも、より活用しやすい補助制度となるよう補助額の拡充及び段階的・部分的な改修の制度を新設した。さらに、耐震化率の向上には、建て替え等による除却も含めた啓発が必要と考えており、当制度の周知、啓発を効果的かつ継続的に行うとともに、居住空間の安全性確保に対する意識の向上を図っていく。（令和6年度 継続実施）

イ 無料耐震診断の対象は、現在、昭和５６年以前の木造住宅が対象であるが、さらなる市民の安全性の確保の観点から、対象の見直しが必要である。昭和５６年度以降の木造住宅にも対象拡大を国へ提言するなど、今後の検討課題とすること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 市内には未だ旧耐震基準の建物が多く残っていることから、まずは昭和５６年以前に建築された建物の耐震化を図っていく。そのうえで、昭和５６年以降に建築された建物について、所有者が主体的に耐震性能の確認に取り組めるよう耐震性能検証法について周知、啓発するとともに国の支援制度等の拡充についても注視していく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 令和５年住宅・土地統計調査の結果においても、市内には未だ旧耐震基準の建物が多く残っていることから、まずは昭和５６年以前に建築された建物の耐震化を図っていく。そのうえで、昭和５６年以降に建築された建物について、所有者が主体的に耐震性能の確認に取り組めるよう耐震性能検証法について周知、啓発するとともに国の支援制度等の拡充についても注視していく。 (令和６年度 継続実施)
⑤ 職員の資格取得支援について【有効性の視点】 ア 資格取得のための講習会の受講や、一級建築士の職員からアドバイスをしてもらうなど、職員がスキルアップのために一級建築士の資格取得を目指せるような職場環境を整備すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 資格取得については、普段から職員に対し資格取得の重要性や有益であることを伝え、意識の醸成を図るとともに、講習会や研修に参加した際には、課内研修等により情報共有し組織として知識の向上を図り、技術の継承に努めていく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 資格は個人に帰属するものであるが、建築基準適合判定資格者試験は業務上必要な資格として、受講、受験は公費負担により出張扱いで行っている。令和６年度は建築指導課から２名が受験した。今後も課内研修等により情報を共有し、組織として知識の向上を図り、技術の継承に努めていく。(令和６年度 継続実施)
イ 資格取得者に対しての補助金の増額や給与への反映などについて、先進市の状況を把握し、研究すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 資格取得のための学校に通う費用など経済的負担が大きいことや、取得後も個人的な責任等が伴うことから、優秀で意欲の高い人材を定着させるためにも先進市の状況把握、研究をし、インセンティブ導入に向けて、人事当局等へ働き掛けていく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 他市が行った、都道府県と全国の特定行政庁を対象とした調査結果によると、建築基準適合判定資格（建築主事）の給与における資格手当等があるのは全体の２５％、一級建築士、二級建築士に対しては５％程である。当市は現在、こういった手当等はないため、優秀で意欲の高い人材を定着させるためにも、インセンティブ導入に向けて、人事当局等へ働き掛けていく。(令和６年度 継続実施)

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 開発審査課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月１０日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月２９日 それぞれの職員の業務分担や時間外勤務時間を考慮し、適宜業務分担の見直しや、フォローアップ体制の構築を図り、結果として令和５年度は３６０時間を超える者はいなかった。 業務改善の一環として、令和５年度は昭和４５年から蓄積している紙媒体の地図データを電子化し、統合型ＧＩＳへ反映させる業務委託を行った。令和６年度から運用を開始し、窓口業務や電話対応業務における必要対応時間を削減するよう取り組んだ。
② 部局内でも特に業務の特殊性が強いことにより、配属後一年目の技術職員は時間外勤務時間数が多くなりやすいことから、業務分担の調整やフォローアップの方法などについて、引き続き研究して取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月２９日 年度当初に小平市における研修や三重県庁における研修へ参加させ、一年目職員の早期の知識習得を図った。三重県内の許可権限を持つ市が集まる会議へも参加させ、他自治体の職員の考え方や意見も知る機会を与えた。 また、定期的に行っている課内会議において、仕事の進め方や考え方についてアドバイスをし、自己研鑽を心がけている。 時間外勤務については、一部の職員に偏ることのないよう、適宜事務の負担を見直した。
（４）現金管理におけるリスク 窓口で取り扱う収納金と納入通知書の突合確認は担当者が行い、終業時にその日の現金の状況を所属長に報告しているが、現金事故や誤りを防ぐためにも所属長を含む複数の職員で積極的に現物を確認するような体制をとること。	【 措置済 】 令和 ５年１１月３０日 終業時は突合の報告だけでなく、所属長及び庶務担当にて現物確認を行っている。また、課長が休みの際には、補佐と庶務担当にて現物確認を行っており、今後とも現金事故や誤りがないように努めていく。
（５）開発許可処分及び建築許可処分におけるリスク 許認可業務の性質上、担当職員によって判断が異なるといったことのないように、十分コミュニケーションをとりながら一人ひとりの職員の知識レベルを向上させる指導及びサポートを行うとともに、引き続き課内会議を適宜開催して情報や課題の共有を図ること。	【 措置済 】 令和 ５年１１月３０日 担当職員により判断が異なることがなく、他の職員の起案内容にて学びを得るために、許可起案の決裁時には、他の職員も内容を確認している。また、積極的に議論を行い、判断に悩む案件があれば、意見交換しやすい雰囲気づくりに努めており、日々職員同士で活発な議論が行われている。なお、今後も課内会議を適宜開催し、情報や課題の共有を図っていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 5年11月30日 今後とも庁内にて事務処理に関する研修が行われる際には、職員を出席させ、事務処理能力の向上を図らせる。定型化された件数の多い事務処理については、チェックすべき点をしっかりと把握し、誤りがないか確認を行うこととし、件数の少ない事務処理については、会計事務の手引き等と照合し、起案文書に誤りがないか、決裁ルートに誤りがないか等の確認を行うこととした。
② 研修で得た知識等の共有について【有効性の視点】 市の予算で研修を受講した際は、貴重な財源を費やしていることを常に意識し、所属長への適切な復命、所属内での資料等の供覧のみならず、その内容及び受講した感想、業務への活かし方を十分に共有して有効性を高めること。	【措置済】 令和 5年 8月25日 研修や会議へ参加した際には、距離や宿泊の有無に関わらず、復命書を作成するよう見直すこととした。研修や会議へ参加できなかった職員とも内容を共有することで知識向上を図り、業務の質を高めていきたい。
③ 職員体制について【有効性の視点】 所属として、再任用職員には、これまで培った技術や経験を業務に十分活かすとともに他の職員に伝承する役割を担ってもらう体制づくりを行うこと。	【措置済】 令和 5年11月30日 事前審査等に係る決裁ルートには再任用職員も含まれており、今後とも培ってきた知識を基にして、意見を出してもらいながら、他の職員の能力向上を図っていく。
④ 大規模盛土造成地の調査等について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】 大規模盛土造成地について、第二次スクリーニング（地盤調査及び安定計算）の結果、滑動崩落の恐れがあると判断した場合は、市で予防対策工事を実施していくこととなっているものの、現時点ではどの所属がどのように実施するかなどは未調整とのことである。防災は市民の安全安心を確保するための重要な事業であるので、部局内で十分に調整し、慎重かつ有効的に事業展開をすること。	【措置済】 令和 5年11月20日 現在調査中であるが、予防対策工事を行う必要性が生じた場合、概略設計、詳細設計、工事施工の順で作業を行うこととなる。 概略設計は当課で行うこととしており、この作業期間中に詳細設計、工事施工の執行委任について、河川排水課と協議することとした。
⑤ 開発審査会の日程調整について【有効性の視点】 開発審査会は年に数回の開催であるから、当初から欠席者がいる前提で日程を組まない、Web会議システムを活用するなど、すべての委員が出席できるよう配慮すること。	【措置済】 令和 6年 3月 5日 令和5年度と同様に、令和6年度開催の開発審査会についても、全委員へ年間スケジュールの照会を行い、多くの委員が出席できる日にちを選択し、開催日を決定した。これからもWeb会議の活用も含めて、最大限の配慮を行い、できる限り多くの委員が出席できるように心がけていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 市街地整備課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月９日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行いながら、職員を守るためにもしっかりと働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 中央通り再編事業の工事の本格化及び後退用地整備事業の推進に伴い、当課の業務量は著しく増加しており、令和５年度は２名の職員が過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った。令和６年度には係員１名の増加を行い、業務の平準化を図っている。後退用地整備事業については現地立会の外部委託や発注者支援業務などを実施し、業務軽減を図っている。職場環境づくりとしては、週に１度のノー残業デーに加えてもう１日定時退社を促すなどの働きかけや、テレワークの導入を推進している。さらに、タブレット端末をはじめとしたＯＡ機器の導入や、狭あい道路ＧＩＳデータの作成など課内のＤＸ化を進め業務の効率化を図っている。以上の取り組みを通じて、時間外勤務の削減に取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 令和６年度上半期では、過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は１名に減少したものの、職員の時間外勤務の状況は著しい改善には至っていない。後退用地整備事業については現地立会の外部委託や発注者支援業務などを実施し、業務軽減を図っている。職場環境づくりとしては、週に１度のノー残業デーに加えてもう１日定時退社を促すなどの働きかけや、テレワークの導入を推進している。さらに、タブレット端末をはじめとしたＯＡ機器の導入や、狭あい道路ＧＩＳデータの作成など課内のＤＸ化を進め業務の効率化を図っている。以上の取り組みを引き続き行っていくことで、時間外勤務の削減に繋げ、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。
（４）補助金の適正執行におけるリスク 補助金交付要綱の条文の中で、申請者の条件の整合性がとれていない部分がある。トラブルが生じないよう、至急要綱の見直しを行うこと。 また、狭あい道路については複数の制度があり混乱が生じるため、整理し、ＰＲの際には誤解を招かないよう留意すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月 １日 令和６年４月１日付けで補助金交付要綱を改正し、狭あい道路の寄附及び寄附に伴う補助金の交付について齟齬が生じないように対応した。また後退用地整備事業についてはＨＰ上にパンフレットを掲載しＰＲするほか、現地立会時や窓口対応の際に制度の案内をより丁寧に行うよう係員及び立会委託業者間で留意している。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
例規の適正な整備について【法規性の視点】 市街地整備課の主要事業である土地区画整理事業において、末永・本郷土地区画整理事業は令和3年度に事業が終了しているものの、関係する規程・規則等が現存している状態であるため、早急に規程・規則等の廃止を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月 30日 当該区画整理事業施行規程について、廃止のための議案を提出済み。6月議会閉会時に規程を廃止し、順次それに伴い関係規則等も廃止する予定である。
	【 措置済 】 令和 6年 7月 1日 関係規程・規則等についての廃止を行った。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 備品が適正に管理されないリスク 備品の全件実査の際は複数人で備品台帳との照合を行うなど、漏れがないように確認を行い、公有財産の適正管理に努めること。	【 措置済 】 令和 6年 3月 31日 令和5年度の備品台帳の照会について、複数人でチェックを行い、漏れのないように適正に処理を行った。
(4) 補助金の適正執行におけるリスク 補助金の交付を行うにあたり、事業の進捗状況を確認しながら業務を行い、補助金交付決定通知書に記載した内容と同じ事務処理となるよう改めること。	【 検討中 】 令和 6年 4月 30日 後退用地の寄附の決裁などの際に、整備補助金制度の利用の有無を確認し、適正な事務処理を行えるような体制を整える。
	【 措置済 】 令和 6年 5月 1日 窓口対応や、後退用地の寄附の決裁などの際に、整備補助金制度の利用の有無を確認することで、適正な事務処理を行う体制を整備した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 6年 4月 1日 係内で定期的に知識の共有や制度の再確認を行う会議を行っているほか、日常業務の中でも係内で随時問題の共有を行い適正な事務処理を目指している。 特に、ミスのあった事案あるいは複雑な事務処理を伴う事案については複数人でチェックを行うなどの体制づくりを行い、再発防止に努めたい。

② 中心市街地の活性化について【有効性の視点】 近鉄四日市駅周辺等整備事業により、魅力的なまちなかを形成し中心市街地の活性化を図るとともに、中心市街地の歩行者流量の増加に向けた検討を行っていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 中央通り公園においてP a r k－P F Iによる質の向上や利用者の利便性の向上を図るとともに、完成した先行整備区間においても空間の利活用にむけた実証実験等、歩行者流量の増加に向けて取り組みを進めていく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 中央通り公園においてP a r k－P F Iによる質の向上や利用者の利便性の向上を図るとともに、完成した先行整備区間においても空間の利活用にむけた実証実験を11月に行う予定であり、歩行者流量の増加に向けて取り組みを進めていく。
③ J R四日市貨物駅移転事業用地の活用について【合規性の視点】 都市計画道路となっている三重橋垂坂線の整備に合わせて、整備に必要な土地を残し、不用な土地については、売却に向けた検討を行っていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 三重橋垂坂線用地の確定に伴い、不要土地の売却へ向けて動いている。令和6年度内には競争入札の手続きを行う。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 三重橋垂坂線用地の確定に伴い、不要土地の売却へ向けて動いている。令和6年度上半期では不要土地の登記処理等を進めた。令和6年度内には残りの登記処理を完了し、競争入札の手続きを行う。
④ 経験やスキル等の継承について【有効性の視点】 経験豊富な再任用職員も配属されていることから、培った技術や、経験等の継承を行い、スムーズな事業展開を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月30日 再任用職員には自身の役割を理解していただき、事業推進してもらうとともに、これまで培った豊富な経験をもとに、若手職員への指導・助言による後進育成を行っている。
⑤ 寄附を受けた後退用地の整備について【効率性の視点】 寄附を受けた後退用地のうち1,500件が未整備となっており、現在も整備件数より寄附件数が100件程度上回っている。未整備件数が年々増加しているため、計画的に後退用地の整備を進めていくこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月 1日 令和6年度はこれまでの3倍の工事予算を確保するとともに、中心立会業務委託や発注者支援業務委託による係員作業の一部委託、狭あい道路GISデータの作成による作業の効率化、係員の1名増加など、計画的な後退用地の整備を進めるための作業体制を整えている。
⑥ 預金通帳の管理について【合規性の視点】 本市が事務局をしている午起土地区画整理組合の預金通帳を保管している。事故が起きないよう、通帳と印鑑を別々の場所に保管するよう改めること。	【 措置済 】 令和 6年 3月 1日 預金通帳と印鑑については監査指摘後、別々の場所に保管するように改めた。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 営繕工務課
- 3 監査実施期間 令和５年８月８日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月３０日 令和４年度は、欠員１名に加えて、年度途中での退職及び他課への人事異動（専属配置）により減員３名となり、時間外勤務の増加となった。令和５年度においては、人員要望により、減員状態が解消され、併せて、働き方改革として、タブレット端末について、全課員へ配備し、業務の効率化を図ることで、時間外勤務を大幅に縮減する事ができ、過労死等労災認定基準を上回る職員は０名となった。 今後も、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の均等化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行っていく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員配置におけるリスク 課内設計により手間は増加するものの、経験を積むことで当市の将来的な技術力につながるため、モチベーションを維持しながら時間外勤務を抑制し、技術力の継承を積極的に進めていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 課内設計により工事方法などを自分で考える機会を設け、必然的に上司と相談する機会を増やすことで、職員の育成、技術力継承につながるよう育成環境の整備に努めていく。また、自ら設計したものが形となって、実現することでの仕事へのやりがいによるモチベーション確保と時間外勤務増加によるモチベーションの低下のバランスをみながら技術力の継承に努めていく。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 自主設計の件数について業務量バランスを把握しながら、令和4年度1件、令和5年度5件、令和6年度10件と段階的に増加させた。一方、時間外勤務については課内設計による手間の増加を見据えつつも業務効率の向上に努めることで、令和4年度と比較して抑制することができた。加えて、課内全体としては課内研修を通じて、技術力のさらなる向上を目指した。 今後も、職員の成長を支援しつつ、ワーク・ライフ・バランスの改善に努めながら、技術力継承を推進していく。
事務職がいらないため人員の要望を行っているが、事務職が配置される代わりに技術職が減員となる可能性もある。都市整備部内で事務職が必要な理由を十分検討したうえで、人員の要望を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 市民からの信頼を損ねることのないよう庶務事務業務についても適正に実施する必要がある、技術職員として行う業務量と人員を考慮した上で、適正な事務実施ができるための人員配置要望を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 決裁において見過ごされやすい点についても怠ることのないよう確認するべく、課内に注意喚起した。 なお、今後も適正な事務事業推進のため課員に適正な事務手続きについて定期的に周知を図るとともに、チェックリストの活用・更新及びダブルチェックなどによる内部統制の体制を確立させ、内部事務管理の徹底を図っていく。
② 長寿命化対策工事の増加について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】 通常の工事に加え、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて多くの公共建築物が建設されたことから、長寿命化対策を行っていく工事件数が増加している。各担当課からの依頼による工事のため、営繕工務課として工事を調整することはできないが、業務の効率化を図る工夫を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 令和5年度から全課員にタブレット端末を導入し、DX推進により作業効率を改善するなど業務の効率化を行った。また、債務負担行為などの採用による施工時期の平準化を各主管課に依頼するなど業務の集中を避けることも行っている。 なお、今後も継続的にDXによる業務の効率化に取り組んでいく。

③ 営繕年報について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 営繕年報に主要な営繕工事内容を掲載しており、環境配慮やユニバーサルデザインについて記載している。掲載写真についても、環境配慮やユニバーサルデザインに工夫した点を付記するなどし、市民等に広く周知を図ること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 環境配慮やユニバーサルデザインについて写真にポイントを付記し、市民に視覚で伝わるよう記載方法の見直しを図った。 なお、今後も市民に伝わりやすい周知方法について検討し広く周知していく。
④ 施設のフェーズフリー化について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 南消防署庁舎改築工事において、フェーズフリーの観点から事務所と食堂の壁を移動式の壁とし、非常時には一体化が可能な空間としている。他の施設についてもフェーズフリー化のノウハウを活用していくこと。	【措置済】 令和 6年 3月31日 公共建築でフェーズフリーの実現可能な空間について有効性を検討し、各主管課と設計時に協議を行った。 なお、今後も各主管課と協議を行い、継続的に取り組んでいく。
⑤ タブレットの管理について【合規性の視点】 ア 業者とのタブレットを用いたやり取りにおいては、業者との関係性に注意し、安易に情報を提示しないよう心掛ける必要がある。タブレットの使用に伴うリスクを十分に評価しながら有効活用すること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 タブレット端末の安全運用のため、利用できるデータを制限して情報漏洩対策を行っている。また、インストール権限や端末持ち出しについても制限することで私的使用のリスクを低減している。
イ 既に運用基準を配備しているが、例えば都市整備部内で統一したものに課独自の基準を設け、年1回見直しを行うなど部内での情報共有を図ること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 運用基準について、年度当初に見直しが必要かの課内会議を行っているが、例えば今後全庁的にタブレット端末の普及が進めば、動向を見ながら、部又は、課単位ではなく全庁的な情報共有の必要性を担当部署に働きかけていく。
⑥ 職員の育成について【有効性の視点】 若手職員がコミュニケーションを取りやすく、また資格取得のための講習会を受講しやすいような職場環境作りを引き続き進めること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 令和5年度は三重県主催の資格取得のための講習会に、若手職員を中心に10名程度参加した。今後も各職員の意見を聞きながら積極的に受講しやすい職場環境づくりに継続的に取り組んでいく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 公園緑政課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月９日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 令和４年度と比べて令和５年度の職員一人当たりの平均時間外勤務は、３５．４時間から２４．８時間となり大幅に改善した。一方で、１人が厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行っており、３人が年間３６０時間を超える時間外勤務を行っていることから、令和６年度において、業務分担の見直しを行った。 また、令和６年度に現在紙で管理している都市公園情報の電子化に向けた取り組みを進めるとともに、タブレット端末を導入する予定であり、引き続き業務の効率化等による時間外勤務の削減に努める。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 鵜の森公園・諏訪公園の再整備事業や坂部が丘中央公園の再編事業が本格化し、令和６年度上半期の平均時間外勤務は増加傾向にあるものの、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化に努めている。 また、現在、都市公園情報の電子化に向けた取り組みを進めており、令和７年度に向けては、公園占用等の申請の電子化に向けた予算要求を行った。引き続き業務の効率化等による時間外勤務の削減に努める。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 令和４年度は会計年度任用職員が任用されていたが、令和５年度は不在となっている。事務職員の業務の負担軽減のためにも、会計年度任用職員の早期の確保に努めること。	【 措置済 】 令和 ５年１１月１６日 会計年度任用職員を任用し、業務の一部を分担することで、事務職員の負担軽減に努めた。

② 事務職員の時間外勤務がかなり多い状況である。職場内で業務の確認や相談ができる環境を整えとともに、職員の健康面に配慮し、時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 令和6年度から事務職員の業務の一部を他の職員で担当するよう業務分担の見直しを行った。 今後も職場内で業務の確認、相談ができる環境を整えとともに、一部の職員に業務が集中しないよう配慮しながら時間外勤務の削減に努める。
(4) 公有財産の管理におけるリスク 多くの公有財産を管理している状況において、計画を立てて一定の期間内に確認を行うなど、職場全体で効率よく実査ができるよう取り組むとともに、実査の際には必ず記録して決裁を行うなど、適切な公有財産管理に努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 公有財産の管理において、計画を立てたうえで確認する等、効率的な実査ができるよう取り組む。また、実査の際には、必ず記録して決裁を行う等、適切な公有財産管理に努める。 【 措置済 】 令和 6 年 1 0 月 1 日 令和6年度下半期から、効率的な実査ができるよう実査に関する計画を作成し、年間を通して職場全体で取り組むとともに、実査の際には記録して決裁を行うことで適切な公有財産の管理を行うよう実施体制を改めた。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスの発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 5 年 8 月 1 0 日 直ちに是正した。内部事務の単純な確認ミスが発生していたことから、複数人の目で確認するようチェック体制の見直しを行った。また、引き続き所属長、文書取扱主任、庶務担当者が定められたルールに基づき適正に確認を行うとともに、誤りが発生しやすい事例については、課内周知を徹底していく。
② 四日市市緑化基金の活用と今後の緑化施策について【経済性の視点・効率性の視点】 ア 都市緑化の推進を目的として四日市市緑化基金を運用し、花と緑いっぱい事業などの緑化推進事業に活用しているが、基金残高は平成14年度以降減少を続け、令和4年度末で約6,429万円となっている。将来的に基金が枯渇すること考えられ、市の緑化施策に影響を及ぼすことが想定されることから、寄附金などによる基金への積立の増加や、緑化推進事業としての基金の活用方法を含め、基金のあり方について検討を進めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 毎年、企業に緑化施策への協力を依頼しており、約100社からいただいた寄附金を基金に積み立てている。引き続き、企業に寄附金の協力を依頼するとともに、基金の活用方法をも含めた、基金のあり方について検討していく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和7年度の予算要求において、基金活用事業の見直しを行った。引き続き、企業に寄附金の協力を依頼するとともに、基金のあり方について検討していく。

イ 基金残高が減少している状況において、企業から寄附を得ることができるような取り組みについて検討を行い、活用する基金の確保に努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 引き続き企業に緑化施策への協力と寄附金を依頼するとともに、他市町の事例等も研究しながら基金の確保に向けた取り組みを検討していく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 公園ボランティア等の高齢化に伴う課題解決に向けた取り組みの一環で実施した企業ヒアリングにおいて、寄附金への協力についても呼びかけを行った。引き続き、企業に緑化施策への協力と寄附金を文書で依頼するとともに、企業訪問等新たな依頼方法の検討や、他市町の事例も研究しながら基金の確保に向けた取り組みを検討していく。
③ 公園等の取得手続きについて【合規性の視点】 新規で公園等を取得した際などにおいて、その所有権を開発業者から移管されてから、供用開始の告示を行ったのち、公有財産台帳に登録されるまで、期間を要する事例が見受けられる。公有財産の適正管理の観点からも、所有権が市に移ったのちは速やかに告示を行い、公有財産台帳に登録するなど、関連手続きの実施時期について見直しを検討すること。	【 措置済 】 令和 6 年 3 月 2 5 日 新規で公園等を取得した際などにおいて、供用開始の告示を行ったのち、公有財産の取得報告を行っていたが、取得したのち速やかに公有財産の取得報告をし、そののち供用開始の告示を行うよう事務手続きの見直しを行った。
④ 組織改編後の部内の協力体制について【有効性の視点】 令和 4 年 4 月に市街地整備・公園課が市街地整備課と公園緑政課に分割されたことで、市民にとって担当する所属が分かりやすくなった反面、小規模な課となったことによりスケールメリットの減少も見られるとのことである。災害などの緊急時の対応が問題なく行えるよう、部局内の協力体制をしっかりと構築すること。	【 措置済 】 令和 5 年 8 月 1 0 日 都市整備部では道路、河川、公園、市街地整備など様々な業務に分割される。災害など緊急対応が必要な場合、部で取りまとめた危機管理マニュアルに基づき協力体制を構築し対応している。
⑤ 花と緑いっぱい事業における補助金について【有効性の視点】 花と緑いっぱい事業として、花壇設置や緑化を行う市民ボランティア団体に対して補助金を支出しているが、団体によって活動への積極性に差があったり、高齢化によって活動が困難になってきている団体があったりと課題もある状況である。こうした現状を踏まえ、補助金事業が効果的に行われるよう、改めて整理を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 高齢化や担い手不足により活動が困難となる団体は毎年発生しており、将来的に事業規模が縮小する恐れもあることから、引き続き、活動団体数や活動規模を維持することで補助金事業が効果的に行われるよう周知活動に努めるとともに、課題の整理を行っていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 補助金事業が効果的に行われるよう、引き続き周知活動に努めるとともに、活動に参加しやすい事業となるよう、活動団体に課題やニーズ調査を行うとともに、制度の見直しを含め検討していく。

⑥ 公園管理のボランティア育成について【有効性の視点】 公園の維持管理の担い手となるボランティアの育成については、市民協働という観点からも重要であり、現場の声を聴きつつ継続的、効果的な取り組みを検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 市内に数多くある都市公園（513公園）では、公園管理の外部委託を行うなど対応しているが、地域の方々にボランティア活動を通して助力いただいているのが現状である。活動していただきやすいよう草刈り機の替刃や鎌等、活動資材の支給制度を設けており、ボランティア団体に有効に活用していただいているが、地域活動を活性化し、市民協働における効果的な支援を引き続き検討していく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 ボランティア団体の高齢化に伴い、活動の継続が困難となってきたことから、令和4年度に実施した企業アンケート（ボランティア活動への協力の可能性調査）の結果を基に企業ヒアリングを実施した。引き続き、ヒアリング結果を基に地域と企業のマッチングに向けた調整を行う。 また、他市町の事例を研究し、ボランティア団体にインセンティブを提供する等、活動に参加しやすくなる公園の維持管理の制度構築を検討する。
⑦ 安全な公園の整備について【住民福祉の視点】 公園の整備にあたっては、誰もが安全に利用できる公園を増やしていく必要がある。インクルーシブな遊具の導入を始め、他都市の事例について積極的に情報収集を行うとともに、福祉部門などと連携し、よりよい公園づくりに取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 令和5年度に実施した遊具の長寿命化事業において、インクルーシブ遊具を中央緑地に整備した。引き続き遊具の更新の際は関係機関（福祉、教育など）と協議し、安全かつ様々な年齢層に適応した遊具を整備していく。 【 措置済 】 令和 6年10月11日 令和6年度の遊具の長寿命化事業において、桜ハイツハナミズキ公園及び桜ハイツコブシ公園の遊具の更新を予定しており、桜ハイツハナミズキ公園にインクルーシブ遊具を整備する仕様で公募型プロポーザルを実施した。引き続き遊具の更新の際は関係機関（福祉、教育など）と協議し、安全かつ様々な年齢層に適応した遊具を整備していく。
⑧ 公園使用料等の収入未済について【合規性の視点】 公園使用料等に収入未済額が生じている。少額ではあるが、公園利用の公平性の観点からも、こうした事態が生じることを防ぐため、徴収に関する取り扱いについて見直しを検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 公園使用料等については、適宜収入状況を確認し、収入未済があれば申請者へ早急に納入するよう指導している。 また、可能な限り使用前に納入されるよう納入期限を設定しているが、申請が使用日直前で納入期間が確保できないケース等もあるため、他所属の徴収事務等も参考にしながら、収入未済を防ぐ徴収方法について検討していく。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 公園使用について、事前相談を受けた場合は、相談の段階から公園使用料を必ず期限内に納入していただくよう依頼している。 また、申請が使用日直前の場合、早期に納入していただくよう徹底して依頼しており、令和5年度以降新たな収入未済は発生していない。

⑨ 緑化推進委員会について【有効性の視点】 緑化推進委員会については、平成２９年度から開催されておらず、委員の委嘱もしていないとのことである。緑化基金のあり方を含め、緑化行政について委員会で審議してもらうべき課題を洗い出し、委員会を開催することができないか検討を行うこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 緑化基金のあり方も含めた今後の緑化推進事業について課題の整理を行うとともに、他市町の事例等を研究していく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 緑化推進委員会の議題等について、課題の整理を行うとともに、他市町の事例を研究しているところであり、引き続き、緑化基金のあり方も含めて研究していく。
⑩ 業務委託先への車両の貸付について【有効性の視点】 都市公園の施設管理業務等の委託先に対して、業務用の車両の貸付が行われている。今後は車両を使用する経費を委託料に含めることで、貸付を終了する車両があるとのことであるが、一部の特殊車両については貸付が継続されることから、こうした貸付車両の使用状況の確認を適宜実施するとともに、目的に沿った使用となるよう指導を行うこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 令和５年度から令和６年４月までに業務用車両２台の貸付を順次終了した。残る１台の特殊車両については、引き続き貸付が必要であることから、目的に沿った使用がなされているか、貸付車両の使用状況の確認を適宜実施していく。 【 措置済 】 令和 ６年１０月３１日 委託先に貸付けている特殊車両について、目的に沿った使用がなされているか、貸付車両の使用状況の確認を実施した。引き続き目的に沿った使用となるよう指導を行うとともに、使用状況の確認を適宜実施する。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 道路建設課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月７日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は、令和４年度に続き令和５年度も１名となった。 令和４年度途中に若手職員１名が退職して以降、欠員状態が続いており、業務分担を行ううえで職員の確保は必要であり増員要求を行っているが、令和６年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和６年度も引き続き短期的に集中する業務量の分散化や導入したタブレット端末の活用などによる業務の効率化を図るとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。また、朝礼やミーティングを通じて休暇取得等の推奨に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 係長以上の職員が担当職員の時間外勤務状況を注視し、時間外勤務が集中する職員が見受けられる際には、係会議やヒアリングを行い業務量の分散化に努めている。しかし、業務分担を行うには職員の確保が必要であり、引き続き増員要求を行う。 また、計画的に業務を遂行するうえで短期的に時間外勤務が集中するのはやむを得ないが心身の健康を維持するにはワーク・ライフ・バランスの確保が重要であることから、引き続き朝礼やミーティングを通じて休暇取得等の推奨に努めていく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員配置におけるリスク ① 特に技術職員の人材不足が課題である。定年退職以外の退職もしばしば見受けられるので、所属長をはじめ指導する先輩職員は適切なコミュニケーションを大切にしながら、人員配置の要望を行うとともに、若手職員や経験の浅い職員のサポートを引き続き丁寧に行い、効果的な事業展開を図ること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 輪番制の朝礼やミーティングを通じて、業務・プライベートに関わらず話題を提供することで課内のコミュニケーションを図っている。また、役職・係間を問わず先輩職員が持つ経験を活かし、対外折衝や現場対応において若手職員をサポートすることで、効率的な業務執行を図った。 今後も適切なコミュニケーションを図り、若手職員のサポートに努めていく。
② 特に中堅職員の増員を強く要望しているとのことであり、それも重要であるが、市全体として人数の少ない年代の職員の増員を要望しても限界がある。新規採用職員など経験の浅い職員であっても、適切な指導と育成を行えば戦力になることが期待できるので、研修とOJTの積み重ねで辛抱強く育てるという意味を、部局内はもちろん全庁的に共有して後輩職員の育成に取り組むこと。それがひいては市役所全体のレベルアップにつながる。	【措置済】 令和 6年 4月30日 担当者に対し年1回以上の外部研修への参加を促し、朝礼の際に復命書の要点を報告することで研修内容の情報共有を図った。あわせて、先輩職員が持つ経験や知識を共有し、丁寧に指導と育成を行うことで技術力や専門知識の底上げを図っている。また、若手職員のデジタルスキルや発想はAI技術の活用等に期待できることから、令和5年度にタブレット端末を課員全員に導入し、使用方法など適切な指導やDXの育成を行うことで戦力につなげている。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 予算規模の大きい所属であるが、庶務担当者である事務職員は一人のみではかはすべて技術職員という体制であるため、上位職員によるチェックをより徹底するとともに、予算管理しながら事業の進捗管理もしていく上で、丁寧なマネジメントが求められる。	【措置済】 令和 6年 4月30日 事務処理誤りや支払遅延防止のため、工事担当と庶務担当によるダブルチェックと所属長など上位職員によるチェックを徹底するとともに、全職員に対して「会計事務の手引き」、「審査事務マニュアル」、「文書事務の手引」、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に加え、「指摘された不備内容」と「適正な事務事業推進のためのチェック事項」について周知徹底を図った。

② 前年度繰越事業について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】 ア 前年度からの繰越事業として、道路新設改良費、橋梁新設改良費、交通安全施設整備費及び街路事業費の全体事業費の４割にあたる８億円ほどを令和４年度に繰越している。繰越となった理由は、地権者との交渉に時間を要したことが主な要因であるため、引き続き地元調整を含め事業の進捗管理を十分に行い、繰越事業費の削減を図る必要がある。 民間工事との調整により市の工事が当初予定より時間を要することになったケースについては理解できるが、市上下水道局工事との調整により市の工事が翌年度に繰り越されるといったケースについては、同じ市の事業であるのだから、事前に調整しておけば繰り越さずに済み、市民の利益につながったという見方ができる。こうした意識を強く持ち、適切に事業を推進できる体制づくりに取り組むこと。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 事業を円滑に進めるため、事前に地元や地下埋設物占有者等との調整を十分に行い、事業費を繰り越さないよう努めている。また、官民含め適切に事業を推進できるよう、年度当初の道路管理者と占有者による会議において、今後の大規模舗装工事の予定について事前周知を図った。 今後も事前調整や情報発信に取り組み、繰越事業の削減や適切な事業の推進に努めていく。
イ 用地買収の合意形成に想定以上の時間を要することから事業が翌年度に繰越となるケースが多い。事業を円滑に推進するには、公共、民間事業者、市民といった関係者の合意形成が極めて重要であるから、各担当者は合意形成を図るスキルの向上に努めること。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 市民や民間事業者との円滑な合意形成には、信頼される行政であることが重要であり、日常の業務において服務規律を遵守し説明責任を果たしながら業務に取り組んでいる。また、合意形成など対外折衝は経験が必要であることから、重要な場面においては上司や先輩職員が同行し若手職員が交渉を学ぶことでスキル向上に努めた。 今後も先輩職員の経験を活かし、若手職員のスキル向上に努めていく。
③ タブレットを活用した業務改善について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】 所属で使用するタブレットを増台予定とのことであるので、道路維持課など部局内の他所属との連携、情報共有にも活用し、業務の効率化、集約化につなげて市民の利益の向上に寄与させるとともに、毎年少しずつでも時間外勤務時間数の減少にも寄与するように工夫すること。	【継続努力】 令和 ６年 ４月３０日 タブレット端末を活用し、工事現場における容易な確認作業を現地からの画像で行うなど移動時間の短縮による時間外勤務の削減や、市民対応の際など画像を用いて説明することで丁寧かつ確実な意思疎通に努めている。 【継続努力】 令和 ６年１０月３１日 タブレット端末を活用し、簡易な現地確認などは地図アプリの沿道風景写真画像を用いることで移動にかかる時間の削減を図るとともに、市民への説明や関係機関との協議の際にも同画像を用いて丁寧かつ確実な意思疎通に努めている。また、工事現場において問題が生じた際は、現地から画像を送信し職場内外の職員と情報共有を図り、容易であれば上司等が現地に向かうことなく指示を行い迅速な対応に努めている。

④ 設計書の積算誤りの防止について【法規性の視点】 ア 設計書は、技術職員としての視点でダブルチェックやトリプルチェックを経て決定し、外部へ示すものである。牽制体制を見直し、行政の信用失墜につながらないような取り組みを徹底すること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 設計書の検算については、担当者以外の2名体制でダブルチェックを行い、決裁時には主幹、係長及び課長補佐、所属長において更なるチェックを行いリスク低減に取り組んでいる。また、チェックする際の注意点やポイントを共有し、技術職員が適切にチェックできる環境を整え、積算誤りが発生しないよう努めた。 今後も違算等に関する情報収集を行い、積算誤りの防止に努めていく。
イ 新しい積算システムに不慣れな時期であったなら、なおさら慎重に確認すべきである。また、システムに習熟した段階でも、気の緩みから生じるミスを防ぐために注意深く業務を行うべきである。ダブルチェックは実質的にチェックされていなければ意味はなく、決裁はそれに相応する責任と緊張感を持って行うこと。	【措置済】 令和 6年 4月30日 新たに積算システムに携わる職員に対し経験者が操作の注意点やポイントを指導することとし、経験者も初心を忘れず慎重かつ適切に業務を行うよう取り組んでいる。また、若手職員に対し積算の構成や基礎を学ぶため、基準書をもとにシステムに頼らない設計書の作成を指導した。 今後も職員への指導や決裁時のチェックを徹底し、積算誤りの防止に努めていく。
⑤ 工事請負契約について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】 ア 工事の性質上、変更契約が頻繁に必要となる実情は理解できるが、常態化しすぎるあまり、変更ありきの考えのもと、当初の設計が疎かになる可能性があり、これによって事故などのリスクが生じうる。技術職員の多い部署として、設計の精度を高めるための取組みも行うこと。	【措置済】 令和 6年 4月30日 設計の精度を高めるため、あらためて設計業務委託の段階で起こりうるリスクに対し必要な調査の実施と業務の途中段階で監督職員が設計内容をチェックするよう周知を図った。 今後も起こりうるリスクに関する情報を現場経験豊富な職員が若手職員に伝えることで、設計の精度向上に努めていく。
イ 鉄道沿線関連の作業立会いや工事において、当該鉄道会社の指示する業者と契約締結の必要がある理由は理解するが、単独随意契約ありきではなく、競争入札の可能性の検討等、市民から誤解を招かないよう努めること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 契約相手の決定については鉄道事業者との協議の中で、まずは一般競争入札、次いで鉄道事業者指定業者による指名競争入札となるよう求めており、業務や工事の内容によりやむを得ない場合のみ単独随意契約としている。 今後も競争入札の可能性を踏まえながら、鉄道事業者との協議に努めていく。
⑥ 除草作業の委託業務について【経済性の視点・効率性の視点・公平性の視点】 一部の地域の除草については、地域団体に委託しているものがある。安価にまた安定的に委託できるのであれば、他の地域においても、地域力活用の視点で、委託先を検討すること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 除草業務については、草刈り機による飛び石や怪我など作業時の安全面を考慮し、過去から業務を委託している地域団体又は近隣の専門業者を選定している。また、費用面も重要な要素であり、適正な価格設定や複数者からの見積り徴取に努めている。 今後も安全に作業が行えるよう、適正な価格設定や複数者からの見積り徴取に努めていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 道路維持課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月４日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月３０日 令和５年度は過労死等労災認定基準を上回る職員が０人であった。 職員の業務量の軽減を図るため、工事の集約化や発注規模の見直しにより発注件数の削減に取り組むなど効率的な業務執行に努めている。また、令和５年度から、担当地区を持つ職員全員にタブレット端末を保有させることで、緊急対応の際に現地から直接処置内容を書き込んだ画像を委託業者へ送信することができるようになり、現場引継ぎに要する時間の省略につながっている。引き続き取り組みを進めるとともに職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 職員の業務負担の軽減について、都市整備部内で共有できる取り組みは取り入れていくこと。また、まずは過労死等労災認定基準を超えるような職員を出さないようにするなど、毎年改善を積み上げ、職員の健康の維持・向上に繋げていくこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 慢性的な職員不足が大きな要因の一つであるため、増員要求を行っているが令和６年度も職員数は増えなかった。業務負担の軽減に向け取り組むとともに、今後も引き続き増員要求を行っていく。
	【 措置済 】 令和 ６年１０月３１日 ８月末に１名の職員が退職したことで、さらに職員への業務負担が増加したが、係会議で職員間の情報共有などを図り業務負担の軽減に取り組んだ。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 令和6年度も月に1度の係会議を実施するとともに、会議内において発生したミス等を情報共有しリスクを認識させる。また、複数によるチェック体制を強化し、内部事務管理の徹底を図る。 【 措置済 】 令和 6 年 6 月 2 6 日 月に一度の係会議や複数によるチェック体制の強化により内部事務管理を徹底した。
② 道路損傷通報システムについて【効率性の視点】 ア スマートフォンで利用できる四日市市公式LINEを用いた道路損傷通報システムについて、令和4年3月中旬から職員向けに試行運用を行い、利用職員へのアンケート等を通じて状況把握を行ったところである。当システムが市内の道路補修に資するため、まずは市職員による試行を継続し、将来的には、簡単に市民等誰もが利用しやすいシステムの構築に向け積極的に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 四日市市公式LINEを用いた道路損傷通報システムについては、令和6年度中に市民が利用できるようになるようシステムの構築に取り組んでいる。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 四日市市公式LINEを用いた道路損傷通報システムが概ね構築されたことから、令和7年1月7日より市民向けの運用を開始する予定である。運用開始後も職員や市民の意見を取り入れながら、誰もが利用しやすいシステムの構築に努めていく。
イ システム運用に当たっては、常識にとらわれず、職員の柔軟な意見を広く取り入れられるような体制を構築すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 利用職員へのアンケートや、他市町の運用状況などを確認し、今後も意見を取り入れていくよう務める。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 道路損傷通報システムの構築にあたっては、利用職員からのアンケート結果等、幅広い意見の反映に努めた。令和7年1月7日より市民向けの運用を開始する予定であるが、運用開始後も職員や市民の意見を取り入れながら、誰もが利用しやすいシステムの構築に努めていく。

③ タブレット端末の活用について【効率性の視点】 ア 補修対応の迅速化と職員の時間外削減を図るため、タブレット端末を令和4年度に2台購入し、各係で1台を保有している。運用基準を定めた上で、実際に緊急対応の際に、現地から直接処置内容を描き込んだ画像を委託業者へ送信することで、迅速かつ確実な指示が可能となり、職員が現場引継ぎに要する時間が削減されている。令和5年度は担当地区を持つ全職員が保有できる数のタブレットを発注しているところであり、運用基準をさらに充実させ、今後なおいっそうの効率的な補修対応に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 令和5年度途中から担当地区を持つ全職員がタブレット端末を保有したことで、緊急対応の際に現地から直接委託業者への指示が可能となり、現場引継ぎに要する時間が削減されている。今後も引き続きタブレット端末を活用した効率的な補修対応方法の構築に向け取り組みを進める。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 道路等の補修依頼をされた市民の方への対応については、タブレット端末を用い、G o o g l eマップストリートビューや現場写真などを提示することで、確実かつ迅速な状況把握・補修が可能となった。また庁内での打合せについては、データベースでの打合せが可能となり、印刷や資料の準備にかかる時間が削減された。引き続き、タブレット端末の有効的な活用方法を見出し、更なる業務の効率化を図っていく。
イ 生活に身近な道路整備事業について、地域の傾向性の検証、修繕履歴の管理、今後の経年的な修繕の発生予測等について、タブレット端末の活用を検討すること。また、土木要望会でも現地に行かずにタブレット端末の画面により、工法の説明等を行うことなどにより、地域の意思決定までの時間短縮を図り、効率化につなげること。	【 検討中 】 令和 6年 4月30日 土木要望会において、タブレット端末にて航空写真やストリートビューを映すことで、現地状況の共有をはかるなど、要望内容の把握に活用している。その他の活用方法については、今後検討を行っていく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 土木要望会においてのタブレットの活用は継続し、現場確認などを行った際の写真を位置情報サービスとリンクさせ、地元への説明の際に活用している。その他の活用方法については、今後検討を行っていく。
④ 道路・公園照明灯のLED化について【経済性の視点】 プロポーザル（5者参加）により、市が管理する道路と公園を対象区域とし約5,000基の照明灯を令和2年度にLED化し、包括的に既設LED照明灯を含めた約6,000基の照明灯を令和12年度まで維持管理を行う委託契約をしている。 契約に当たっては、工事発注方式、リース方式との経費比較検証を行った上で、当委託方式が最も経済性が発揮できるものとして発注しており、全庁的な照明灯LED化の参考例として、全庁的な情報共有に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 全庁的な照明灯のLED化に向け、参考例として関係部署への情報提供に努める。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 他部署からの本業務委託における問い合わせについては、積極的に情報提供を行っていく。また、他市町、他県や他関係機関（公安委員会など）については、適宜情報収集を行っており、今後の契約にあたり最も経済性が発揮できる方式を選択できるよう努めていく。
⑤ 単独随意契約について【経済性の視点】 委託契約について、単独随意契約を行っているものもあるが、地方公共団体の契約は競争入札が原則であることを再認識し、できる限り、競争入札や見積り合わせによる契約を行うよう心掛けること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 単独随意契約については、適正な判断に基づき行っているものである。今後も競争入札が原則であることを再認識し、できる限り、競争入札や見積り合わせによる契約を行うよう務める。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 引き続き、競争入札が原則であることを認識し、競争入札や見積り合わせによる契約を行うよう務める。

⑥ 除雪対策について【有効性の視点】 降雪量や路面の凍結状態により必要な除雪機の選定や、気象状況・現地の状況に応じた対応が取れるよう、除雪業務に対応可能な業者と意見交換を行い、適切に機能する除雪対策について発注方法等を検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 今年度も降雪や路面凍結時期までに、除雪業務対応業者と意見交換を行い、適切に機能する除雪対応を図る。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 降雪や路面凍結時期に近づいてきたため、除雪業務対応業者と意見交換会を予定している。今後、意見交換会で出た意見を活かし、適切に機能する除雪対応を行う。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 河川排水課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月１日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 令和５年度の河川排水課職員の時間外総数は、約３,４３７時間で、令和４年度約３,０２０時間と比較して約４１７時間増加した。 増加の要因に、職員数が２名減となったことや、男性職員２名が育児休暇を取得したことで、他の職員への負担が増えたことが要因である。一方で、ノー残業デーの実施や働き方改革の一環として、第２・４金曜日もノー残業デーに設定するなど、ワーク・ライフ・バランスの充実に努め、時間外勤務の削減に向けた取り組みを継続していく。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 令和６年度は、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、ノー残業デーの実施や働き方改革の一環として、ｉＰａｄなどのデバイスを活用し業務のシームレス化を行うことにより、業務の効率化を図り時間外勤務の３％削減を目標に、取り組みを継続していく。
（３）職員配置におけるリスク 河川排水課は他所属からの様々な受託土木工事も担っており、若手職員が多い職場において負担となっていると思うが、一方で土木技師が様々な業務を経験できる職場でもある。こうした利点を活用して積極的に人材育成に取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月３１日 課員が互いに理解し支えあい、相互に助け合う雰囲気生まれるように、日頃から意識の醸成を図ると共に、業務に関する研修の機会を持つなど、積極的に人材育成に努めた。

(4) 適正な契約事務の執行におけるリスク 実施する多くの工事で契約変更が生じているが、これは土木工事において生じる残土処理等に必要経費の変更が多くを占めており、その内容については業者からの報告を確認するとともに、一部については実際に廃棄場所の確認も行っているとのことである。業者への牽制を図るためにも、適宜検査を行うなど、契約変更となる場合の適正性の確保に引き続き努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 変更契約は、発注当初では不明・不確定要因が、現場を施工する際に明らかになり、それを変更できる形で契約を行っている。土木工事において、残土の運搬距離や地下埋設物の有無等、不可視の部分があり、変更契約により適切に対応している。今後も、請負者と協議を密に行い、適正性の確保に努めていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 工事の契約では、発注当初に不明・不確定な要因が、現場を施工する際に明らかになるものがあり、土木工事においては、残土の運搬距離や地下埋設物の有無など不可視の部分もあることから、変更契約により適切に対応を行っている。今後も引き続き、請負者との協議を密に行い、適正性の確保に努めていく。
(5) 公有財産の管理におけるリスク 管理する河川の種類によって異なる法令等を改めて確認し、河川台帳の整備を含め法令で定められている業務等を整理するなど、引き続き適正な公有財産管理に努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 河川法や法定外公共物の申請手続きについて、改めて業務内容などの確認を行った。今後も、引き続き適切な公有財産管理に努めていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 公有財産の種類により異なる、河川法や法定外公共物の各種手続きについて、改めて業務内容などの確認を行った。今後も引き続き、適正な公有財産の管理に努めていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 内部事務の基本的な部分でのミスを防ぐため、チェック機能の向上に向けた検討をおこない、引き続き内部事務管理の徹底を行っていく。 【 措置済 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 内部事務の基本的な部分でのミスを防ぐため、ダブルチェックと、所属長など上位職員によるチェックを行い、内部事務管理の徹底を行った。
② 総合治水対策について【有効性の視点】 ア 市長部局と上下水道局が連携して治水対策に取り組むため、総合治水対策検討委員会を設置しており、令和4年度は幹事会を2回開催している。近年の異常気象による降雨対策を効果的に進めるためにも、全庁的な連携の強化を図るなど、委員会を中心とした総合治水対策に引き続き取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 今後も、都市整備部と上下水道局、危機管理統括部など全庁的に連携し、総合的な治水対策に引き続き取り組んでいく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和6年度は、危機管理統括部が中心となり、都市整備部、上下水道局が連携して「家庭でできる雨水対策」と題したチラシを作成し、7月に組回覧により市民への周知を行った。今後も引き続き、都市整備部と上下水道局、危機管理統括部など全庁的に連携し、総合的な治水対策に取り組んでいく。

イ 河川排水課は、都市整備部のみならず上下水道局や民間企業、市民も含めた幅広い対応が必要な総合治水対策の中心を担う課であることから、その実効性を高めるためにもリーダーシップを発揮して総合治水対策に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 総合治水対策の中心的な担当課として、概念の周知徹底に努めると共に、総合治水対策チェックリストを用いるなど、浸透施設や貯留施設の整備・促進を継続して行っていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和 6 年度は、総合治水対策の中心的な担当課として、関係部局の職員に対し研修会を行い、改めて総合治水対策の取り組みの周知を図った。今後も引き続き、総合治水対策チェックリストを用いるなど、浸透施設や貯留施設の整備・促進を行っていく。
③ 公益財団法人リバーフロント研究所への出捐金について【有効性の視点】 公益財団法人リバーフロント研究所へ出捐金を支出しているが、現状では水辺の空間づくりなどに関する情報提供を受ける程度の活用にとどまっている。出捐金を支出している以上、研究所の積極的な活用を図るとともに、活用が難しい場合は出捐金のあり方についても検討を行うこと。	【 検討中 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 公益財団法人リバーフロント研究所へ出捐金を支出しているが、研究所の積極的な利活用について、検討を行っていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 近年の地球温暖化に伴う異常気象に対応するため、流域治水におけるグリーンインフラを活用した防災・減災対策の推進が求められており、研究所の活動成果など、その活用について検討を行っていく。
④ 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託について【有効性の視点】 河川排水課においても、市内を3ブロックに分けて業務委託を行う地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託を実施している。これによってスピード感のある事業実施が期待でき、市民サービスに繋がるとともに、職員の時間外勤務の削減にとっても有効である一方、業者の新たな参入意欲を削ぐといったデメリットも考えられることから、当該委託についての課題についても整理し、関係部局とも調整の上、今後の効果的な業務委託に繋げること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託については、迅速な現場対応や、職員の時間外勤務の削減など多くの有効性があることから導入された。一方で、施工業者の受注機会の減少といった課題があることも理解しているが、インフラメンテナンスの迅速化が市民の安全安心に直結することから、課題の整理も含め、今後も効果的な業務委託に努めていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託については、迅速な現場対応や、職員の時間外勤務の削減など、多くの有効性があることから導入している。一方で、施工業者の受注機会の減少といった課題があることも理解しているが、インフラメンテナンスの迅速化が市民の安全安心に直結することから、課題の整理も含め、今後も効果的な業務委託に努めていく。

⑤ 市内の工事業者の育成について【有効性の視点】 土木工事に関わる市内業者の育成も重要であり、担い手不足の解消を図る必要がある。そのためにも、建設業界における働き方改革に対応した工事内容となるよう検討を進めるとともに、それに伴い必要となる経費の増加についても、しっかりと議会や市民に説明できるよう取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 土木工事に関わる建設業界では、技能労働者の高齢化が進行し、将来の担い手不足が懸念されている。そこで、令和5年度から、建設業界における働き方改革として、発注者側から積極的に休暇を取得するよう、試験的に週休2日制が導入された。令和6年度から、本格導入されたことから、建設業界における働き方改革や、市内工事業者の育成に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 土木工事に関わる建設業界では、技能労働者の高齢化が進行し、将来の担い手不足が懸念されている。そこで、建設業界における働き方改革として、発注者側から積極的に休暇を取得するよう、週休2日制の本格的な導入を令和6年度から実施している。今後も引き続き、建設業界における働き方改革や、市内工事業者の育成に努めていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 道路管理課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月７日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ア 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 職員配置や各担当者の業務分担表の再確認を行った。加えて、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、年次有給休暇及び育児休業の取得に向け、職員に周知を行い、仕事と生活を調和する職場環境づくりを行った。なお、時間外勤務については、業務効率化等により削減に努める。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 職員配置や各担当者の業務分担表の再確認を行った。加えて、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、年次有給休暇及び育児休業の取得に向け、職員に周知を行い、仕事と生活を調和する職場環境づくりを行った。なお、時間外勤務については、道路台帳システム等の構築について検討を行うなどの業務効率化等により削減に努める。
イ 管理係は、様々な事情もあり、職員の時間外勤務に偏りが見受けられる。課内で知恵を絞り、職員が体調を崩す要因とならないよう、時間外勤務の平準化に注力すること。	【 検討中 】 令和 ６年 ４月３０日 業務の効率化及び時間外勤務を平準化するため、道路台帳システムや電子申請システムの構築による業務のＤＸ化を検討している。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 業務の効率化及び時間外勤務を平準化するため、道路台帳システムや電子申請システムの構築による業務のＤＸ化について、実施に向け、庁内で調整を行っている。
（３）職員配置のリスク 在職年数、当課勤続年数が短い職員が多い中、職員自身が行っている業務の必要性を自らが認識できるよう、コミュニケーションがしっかり取れる体制を構築すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 短時間の面談を実施するなど、コミュニケーションを多く取れるように努める。
	【 措置済 】 令和 ６年１０月３１日 短時間の面談を実施し、コミュニケーションを多く取った。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 5年 8月 8日 課内の職員に対し、事務執行の意識を定着させるとともに、ミス等によるリスクを認識させ、確認すべき事項を確認するなど、内部チェック体制を構築し、内部事務管理の徹底を図った。
② 事務分掌について【合规性の視点】 交通安全係の事務分掌として、「（３）自動車、自転車等の放置防止及び措置に関すること。」が四日市市役所処務規程において規定されているが、実際には、自動車の放置防止及び措置に関する業務は、管理係と交通安全係が連携して対応している。総務課とも調整し、事務分掌が実際の所掌業務と齟齬のないようにすること。	【措置済】 令和 6年 3月 29日 交通安全係は「自転車等の放置防止及び措置に関すること」、管理係は「自動車の放置防止及び措置に関すること」に改めた。
③ 交通安全の啓発について【有効性の視点】 ア 交通安全係では、四日市市交通安全協議会への委託により、数多くの交通安全教室の開催や啓発事業を行っている。コロナ禍からも脱しつつあり、今後も、事故撲滅のため、より効果のある啓発を行っていくこと。	【措置済】 令和 6年 3月 18日 幼保、小・中学校、高校や高齢者に対する交通安全教室の開催、街頭やショッピングセンターほかにおける交通安全啓発活動を行った。
イ 統計上、交通事故による死亡者は高齢者が多いことから、高齢者への効果的な啓発方法について、十分に検討すること。	【措置済】 令和 6年 3月 6日 高齢者が多く集まる朝市などにおいて、直接反射材シール等を靴に貼付するなど啓発活動を行った。
ウ 交通事故撲滅のため、例えば自転車でのヘルメットの装着率を指標とするなど、時代に即した交通安全対策の企画や政策を打ち出していくこと。	【措置済】 令和 6年 3月 18日 通学時以外の学生によるヘルメットの装着率を上げるため、小、中学校のほか高校においても正しいヘルメットのかぶり方を実演しながら交通安全教室を行った。
④ 職員のメンタルケアについて【有効性の視点】 道路事故における示談交渉については、交渉が長期化し、職員のメンタルの疲弊が激しい状況がある。弁護士の活用や効果的また有効的なガイドラインの策定、さらには専門的な職員の配置にかかる総務部との協議等、根本的な負担軽減策を検討すること。	【検討中】 令和 6年 4月 30日 弁護士の活用や専門的な知識を有する職員の配置について、引き続き、検討を行う。
	【継続努力】 令和 6年 10月 31日 弁護士の活用や専門的な知識を有する職員の配置について、実施に向け、庁内で調整を行っている。

⑤ 借地について【有効性の視点】 借地している道路用地について、借地料を払い続けていくことの妥当性を常に意識し、買い取りに向けた取り組みを継続していくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 買い取りに向け、継続的に取り組んでいく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 買い取りに向け、粘り強く、継続的に取り組んでいく。
⑥ 指定管理業務における牽制について【有効性の視点】 指定管理に係る協定について、複数年にわたる契約であり、仕様書に記載された業務が確実に実施されているかどうかを普段から現場確認を行うなどして、指定管理者への牽制を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 3月29日 駐輪場及び駐車場の業務が仕様書どおり確実に実施されていることを確認し、指定管理者への牽制を行った。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 用地課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月１８日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 業務の偏りを解消するため、業務分担及び班体制の見直し等に取り組んだものの、育児休業等の長期休暇を取得した職員が在席していたことから、令和５年度においても、年間３６０時間を超える職員が３名発生した。 また、行政改革プランに掲げる業務改善として、境界査定システムをタブレット端末で利用するためのアプリ開発を令和５年度に完了し、令和６年度下半期からの運用開始に向けた準備を行っている。引き続き閲覧システムの改修等を進め、業務効率化による時間外の削減に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 業務の偏りを解消するため、業務分担及び班体制の見直し等に取り組んだが、育児休業等の長期休暇を取得している職員が多い（令和６年１０月３１日現在で６名）ことから、年間３６０時間を超える職員が発生する見込みである。 一方で、業務改善として行政改革プランに掲げる境界査定システムの改善については、令和５年度にアプリ開発を、また令和６年度にサーバ構築を行ったことから、令和６年１０月からタブレット端末での閲覧が可能となり、職員の負担軽減が図られた。 今後も職員の時間外勤務軽減に向け、業務分担の見直しや業務改善などに取り組んでいく。

② 一部の職員の時間外勤務時間数が多いが、係内はもちろん、所属長のリーダーシップを発揮して、係を越えた柔軟な協力体制を構築すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 職員の時間外勤務を分析し、時間外勤務の多い職員と係長が担当業務の課題点をともに整理し、課題の解消に努めたものの、育児休業等の長期休暇を取得した職員が在席していたことから、令和5年度においても時間外勤務の多い職員が発生する結果となった。 引き続き時間外勤務の偏りを解消できるよう、適宜時間外勤務の状況をみながら、課題の整理に取り組むとともに、状況に応じて係間での協力体制についても検討する。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 職員の時間外勤務を分析し、時間外勤務の多い職員と係長が担当業務の課題点をともに整理するなど、課題の解消に努めたものの、育児休業等の長期休暇を取得する職員が複数発生したことから、令和6年度においても職員間で時間外勤務に偏りが出る結果となった。 引き続き時間外勤務の偏りを解消できるよう、適宜時間外勤務の状況をみながら、課題の整理に取り組むとともに、状況に応じて係間での協力体制についても検討する。
(3) 金券管理におけるリスク 保管庫の鍵を保管しているキーボックスのダイヤル番号について、一定期間で変更するなど、危機管理意識を持って万が一のことを考えた対策をとること。	【 措置済 】 令和 5 年 9 月 1 日 毎月ダイヤル番号を変更し、より適切な金券管理に努めている。
(4) 地籍調査の体制におけるリスク ① 地籍調査にかかる業務負担が今後さらに増加することが見込まれる中で、さまざまな事業を遅滞なく進めるためには用地交渉にも十分な人員が必要である。交渉が難航するケースなど所属としての問題点を把握しながら、引き続き、必要な職員配置の要求を行うとともに、ノー残業デーの確保や時間外勤務時間数の削減への取組みに努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 地籍調査業務をはじめとする、係内の業務分担の見直し等を行い、両係の課題整理に取り組んだ。加えて、地籍調査の進捗に伴う職員の負担軽減を図るため課内室を新設することとし、令和7年度に向けた組織・機構見直し計画書を提出していく。 今後も職員が働きやすい職場環境の実現に向け、適切な体制づくりに引き続き取り組んでいく。 【 措置済 】 令和 6 年 5 月 7 日 地籍調査業務をはじめとする、係内の業務分担の見直し等を行い、両係の課題整理に取り組んだ。加えて、地籍調査の進捗に伴う職員の負担軽減を図るため課内室を新設することとし、令和7年度に向けた組織・機構見直し計画書を提出した。 今後も職員が働きやすい職場環境の実現に向け、適切な体制づくりに引き続き取り組んでいく。
② 係長級職員が少ないとの問題について、比較的人数規模が大きい境界係を分割することで、結果的に係長級職員が増えるのではないか。これにより、係長の負担軽減だけでなく、地籍調査の業務を進めることにもつながると思われる。係の分割の是非について検討すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 地籍調査事業の進捗及び組織マネジメントの向上のため、地籍調査事業を専任する課内室を新設することとし、令和7年度に向けた組織・機構見直し計画書を提出していく。 【 措置済 】 令和 6 年 5 月 7 日 地籍調査事業の進捗及び組織マネジメントの向上のため、地籍調査事業を専任する課内室を新設することとし、令和7年度に向けた組織・機構見直し計画書を提出した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 5 年 8 月 22 日 支出事務における決裁権者の誤りについては、令和5年度以降是正するとともに、職員に「事務共通専決一覧」を配布し適正な事務執行に対する意識づけを図った。また、決裁時の上位職によるダブルチェックを徹底し牽制体制を強化した。 運行日誌の記載不備については、所属長から職員全員に対して記載漏れ等のないよう注意喚起するとともに、所属長による確認を徹底した。
② 地権者対応による休日出勤について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】 令和5年5月より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症となったことにより、これまでより事業が進んだり、境界立会い件数が次第にコロナ禍より前の水準に戻ってきたりすることが予想される。交渉、立会いについて、地権者の都合上、休日になる場合もあり、そのケースも今後増加する可能性があるが、地権者への配慮とともに、休日出勤をした場合は適切に振休や代休を取得する等、職員の働き方にも目を配ること。	【措置済】 令和 6 年 3 月 31 日 週休日である土曜又は日曜に職員が出勤した場合、人事課長通知「週休日の振替及び出張の取り扱いについて」（令和元年7月4日付け人事第42号）に基づき、振替を徹底した。令和5年度において、週休日に用地課業務で4時間以上勤務したのは9回あったが、全て振替を行った。今後も交渉や立会いの日程調整においては、地権者等の意向も尊重しつつ、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、適切なマネジメントに努めていく。
③ 他部局で行う用地取得の連携について【有効性の視点】 道路、河川等の用地取得については部所管の工事に限られており、他部局が行う用地取得については、相談などの協議は行っているものの、用地取得は担当部局で行われている。用地取得には、専門的な知識や経験が必要である。一方、各部局においては、施設の更新や管理地の境界確認により、用地取得が必要なケースが発生することもあるが、頻度は少なく知識や経験の蓄積や継承は難しいことが想定できる。そのため、用地課が培ってきた専門的な知識や経験を活かし、他部局への協力も可能な範囲で行っているとのことであるが、引き続き支援を行うこと。	【措置済】 令和 6 年 3 月 31 日 用地課内においても経験年数が3年未満の職員が約半数を占めることから、知識や経験の蓄積、その継承が課題となっている。また、用地課は部所管の工事に伴う用地取得を行うための人員配置であるが、他部局からの相談等には可能な限り応じており、今後も適宜支援に務めていく。
④ 技術職員配置の要求について【有効性の視点】 所属内の技術職員数が減少している。業務内容から技術職員の増員が必要であるなら、数的根拠も示して人員配置を要求していくこと。	【継続努力】 令和 6 年 4 月 30 日 課内室の新設について技師の配置を検討したが、主事に対応できることから、主事を増員する職員配置計画を提出していく。
	【措置済】 令和 6 年 5 月 7 日 課内室の新設について技師の配置を検討したが、主事に対応できることから、主事を増員する職員配置計画を提出した。

⑤ 単独随意契約の締結について【経済性の視点・公平性の視点】 用地の登記測量や、建物等の補償額再算定再調査の業務委託において、以前に当該地で行った測量や調査の成果を活用するためとの理由で、単独随意契約を締結しているが、価格交渉や比較も行いながら、確かにその方法での契約の方が安価であるのかどうかを確認し、安易に単独随意契約を締結することのないようにすること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 当該業務委託においては、過去の成果を活用することで価格以外にも即時性の面で優位であることを確認しており、事業に遅延を生じさせないためにも単独随意契約にて締結することが多いが、今後も引き続き契約の妥当性については確認していく。
⑥ 地籍調査の進め方について【効率性の視点・有効性の視点・住民福祉向上の視点】 所有者不明の土地が多く存在するという問題もあり、地籍調査はたいへん時間を要する事業であるが、所有者を明確にしていこうという全国的な流れからしても、確実に進めていく必要はある。現在行っている、災害リスクの高いところから優先的に進めていく方法は有効であると考えてるので、引き続き優先順位を見極めながら取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 3月31日 地籍調査によって境界や面積等が明確となり、災害等復旧の迅速化や社会資本整備の円滑化等が見込まれる。 したがって、津波浸水想定ライン内の人口集中地区（D I D）を優先的に実施するとともに、社会資本整備事業の促進が図られる地区を選定していく。
⑦ アルコールチェックについて【有効性の視点】 公用車運転時のアルコールチェックについて、用地課所有の車両を他所属の職員が使用する際も含め、単に確認印を押すにとどまることのないよう配慮すること。	【措置済】 令和 5年12月 1日 令和5年12月1日から検知器を使用したアルコールチェックが義務化されたことに伴い、運転前後の検査を所属長立会いのもと行うとともに、検査数値や確認時間等を所属長が自書することで、確認の形骸化を防ぎ、飲酒運転防止に努めている。
⑧ 業務における官民の連携について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】 地籍調査事業など、行政の仕事を推進するうえで、官民の連携は不可欠である。業務推進にあたって良好なパートナーとして官民一緒に高め合える方向性を目指すこと。	【措置済】 令和 6年 3月31日 国土審議会（国土交通省所管）からも、調査の実務を担う民間事業者の技術の更なる向上を図る観点から、地籍調査に関する民間資格の積極的な活用を検討すべきと報告されており、令和5年度において業務委託仕様書の資格者要件を精査するとともに民間事業者に対して資格者を確保していくように働きかけを行った。
⑨ 大規模災害発生時の所属の役割について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】 危機管理課を兼務する職員が1名配置されていることもふまえ、大規模災害発生時に用地課として担うべき業務はどのようなものか、それを円滑にかつ迅速に行うために何をすべきかを所属として検討、共有しておくこと。	【措置済】 令和 5年11月28日 「都市整備部災害・危機管理マニュアル」等を活用した職場内研修を実施し、用地課の役割や具体的な活動について職員一人ひとりが再確認を行った。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 市営住宅課
- 3 監査実施期間 令和５年８月３日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
例規の適正な整備について【合规性の視点】 市営住宅課の取扱業務を定めている、総務課所管の「四日市市役所処務規程」において、住宅系の業務である、「住宅新築資金等貸付金の償還に関すること」が管理係に記載されていた。総務課と調整のうえ、適切な形に改正すること。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 総務課と調整のうえ、「四日市市役所処務規程」を適切な形に改正した。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、若年層の職員も多いため、職員間のコミュニケーションの中で今までとは異なった新しい考えやＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 係内ミーティングの実施や係間での業務割り振りの見直し等の取り組みを実施した結果、令和５年度は時間外勤務が年間３６０時間を超える職員数は１名となり、令和４年度と比較して１名減少し、一人当たり年平均の時間外勤務は１０時間の縮減となった。 所属長は時間外申請の内容から時間外勤務の状況を把握し、各職員へヒアリングによる業務状況の聞き取りにより、特定の職員への負担軽減に努めるとともに、係内での分担、係間の連携を指導し、ワーク・ライフ・バランスの充実に努めている。
（３）適正な契約事務の執行におけるリスク ① 契約内容と工事写真帳が一致するか確認を行うとともに、仕様書のとおり修繕が実施されているか、適宜現場の確認も行うこと。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 履行の検査確認を行う際は、契約内容及び修繕内容の確認を行った上で、現場確認及び工事写真帳の確認を行うよう徹底していく。

② 年間700件以上もの契約がある中で、例えば契約を集約するなど、経済性、効率性を上げられる契約のあり方を検討していくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 入居者の生活の安定を図るため、緊急に必要な修繕は迅速な対応が求められる。迅速な修繕の対応は入居者の生活の安定にも繋がることから、契約及び発注方法の効率化が必要であり、県や近隣他都市の状況などを参考にし、検討していく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 施設が老朽化する中で修繕件数は増加しており、迅速な修繕の対応は入居者の生活の安定にも繋がる。経済性、効率性を上げられる契約のあり方については、県や近隣他都市の状況などを参考にし、検討していく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 6年 4月30日 事務処理についてはダブルチェック等複数人でのチェックを徹底するとともに、職員に会計事務の手引きや各種マニュアルに基づく事務処理の徹底を促し、職員の意識や資質の向上を図った。今後も引き続き、内部事務管理の徹底に努めていく。
② 市営住宅に四日市大学生が入居する取り組みについて【住民福祉の向上の視点】 令和2年度から高齢化対策及び地区パトロール等のために、四日市大学生が市営住宅に入居する取り組みを開始している。活動内容の振り返りや今後の検討課題について、高齢者の安心な暮らしを支える活動（あさけが丘市営住宅）運営会議で議論を行いながら取り組みを継続し、高齢化社会でも安心して暮らせるように多世代交流や混住を進めていくこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月30日 入居学生が自治会活動や見守り活動ができる体制を整え、多世代交流や混住を進めている。 また、四半期ごとに入居学生、大学関係者、自治会、市担当者等関係者が出席する運営委員会を設置し事業の効果、今後の展開等を検証、検討できる体制を整え、高齢者が安心して暮らせるまちづくりとコミュニティの活性化を図った。
③ 市営住宅入居者の高齢化について【住民福祉の向上の視点・効率性の視点】 市営住宅の入居者は高齢者が多いことから、コミュニケーションを大切にし、入居者が住みやすい環境作りにつなげ、併せて入居者の安否確認の効率的、効果的な方法について検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 高齢者が多い団地に、学生の入居を行い、地域活動に参加する中で活性化を図ったり、入居者の見守りにつながるよう取り組みを進めている。 取り組みを進めていく中で地元、入居住民の意見も取り入れつつ、福祉部局と連携し、入居者の安否確認がスムーズに行えるよう努める。 【 措置済 】 令和 6年 10月31日 高齢者が多い団地に、学生の入居を行い、地域活動に参加する中で活性化を図ったり、入居者の見守りにつながるよう取り組みを進めている。 令和6年度からは高花平市営住宅へ四日市福祉専門学校の学生が入居する取り組みを開始しており、地元や入居住民の意見も取り入れつつ、福祉部局と連携し、入居者の安否確認がスムーズに行えるよう努める。

④ 予算の不用額の発生について【有効性の視点】 予算措置されていた三重団地のエレベーター設置事業について、モデル事業として期待をしていたが、結果的に実施できず、予算に不用額が発生した状況である。経過について慎重に検証し、次につなげるよう努めること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 エレベーター設置などの高齢化対策事業に関わらず、計画段階から整備内容を精査のうえ周知を徹底するなど、高齢化する市営住宅居住者や入居希望者への対策を行えるように努める。
⑤ 市営住宅の維持管理等に係る経費について【経済性の視点】 市営住宅に係る経費の削減ができるよう、市営住宅の売却や維持管理の方法等について検討すること。	【継続努力】 令和 6年 4月30日 住宅の売却や維持管理の方法等について、県や近隣他都市の事例を研究し、市営住宅の維持管理等に係る経費の削減ができるよう検討する。
	【継続努力】 令和 6年10月31日 住宅の売却や維持管理の方法等について、県や近隣他都市の事例を研究し、市営住宅跡地の有効利用に努めるとともに、市営住宅の維持管理等に係る経費の削減ができるよう検討する。